

阪本楠彦著

『日本農業の経済法則』

白川 清

- 一、この書について
- 二、「マルサスの見解」批判について
- 三、資本主義の若干の一般的傾向と坂本氏の主張
- 四、独占と土地所有の結合
- 五、日本における独占と封建の結合
- 六、耕地と林地の共存理論

一、この書について

〔はしがき〕 わが国における資本主義論争といえは、日本の農業問題をとりあつかう場合に多かれ少かれふれざるをえなかつたことである。周知のようにこの資本主義論争は、第一次大戦後しばらくして開始され、その後きわめてはげしくかつ広範な問題点にわたつて論議せられたのであるが、農地改革を経た今日においてさえ見解が一致したとはいえない状態にある。この論争の過程においてきわめて多くの学問的成果があつたとともに、主観的な

あるいは経済学に忠実でない諸説が、論争に混乱と停滞とをあたえたといふことはいなめない事実である。とくに戦後においても農業の封建制を主張する種々の見解は、いちじるしく主観的なし現実からかけはなれた空論的な・非科学的傾向があつたように思われる。

この書の著者である阪本氏も、わが国の封建論争が「いかにも初期においては意義の大きなものであつたが、ジャーナリズムにもはやされるうちにしだいにみのり少い泥仕合的性格の争論へとかわつていつた」点を指摘されている。そしてこのような「不幸」な傾向は農業経済学者が「遅れている農業のどの点をどう改めれば進歩がありうるかを客観的な経済法則にもとづいて明らかにする」という農業経済学の任務を、とかく忘れられがちになつていたからであるとしている。したがつてこの書物は、そのような「空論的風潮を正し、農業経済学をその本道にたちかえらせること」を目的としているのである。(もつとも、氏のいう「農業経済学」が経済学の領域においてどのような地位にあるのか、何故にあえて農業経済学というのかという点についての疑問もある。)

この書についてはすでに二、三の紹介ないし書評(『日本読書新聞』四月一六日の大谷省三教授、『図書新聞』三月一七日の石渡貞雄氏、『経済評論』五月号の小池基之教授、『農村研究』第六

号の中島常雄氏等）があり、博引傍証、広範な資料を系統的に駆使しており、かつユニークな問題を提起されているという点において、近來の労作であると思われる。なお、石渡貞雄氏はその書評において、「この本は……新しい問題を豊富に提起し……著者は、自から傷つくことを覚悟しながら、そのような挑発をしているのだ」といわれているが、この点について私も同感であり、おそらく著者自身もそのような意気をもつて書かれたのであらうと思われる。私はあえてその「挑発」にのり、以下において本書の概要を紹介しながら、阪本氏の見解に対する主要な若干の問題・疑問の点を指摘したいと考える。というのはこうである。これまでも私が目を通した二、三の書評には、かなり多くの問題が提起されており、それらの多くに私も同感であるし、かつそれ以外の細かな点についてさらにおたずねしたいこともある。しかし阪本氏の主要な論理の過程については、これまでにあまり多くがふれられていないから、ここではその主要な問題について考えてみたいということである。このようなやり方は書評としていささか型破りであり、かつ私にとつて十分に理解しえないことや、私の阪本氏の論理にたいする理解が誤まつていたり不十分であるというような点が多いと思われる。そのようなことは阪本氏にたいして大へん失礼ではあるが、ともかく私の考えを素直にのべたい。右のごとき点、著者よく了とせられたい。

「この書の内容」本書は何故に日本農業が停滞してきたか、また現在もそうであるかということ、第四章に分けて論じている。その論理を大まかに要約するならば、つぎのごとくである。すなわち、わが国農業の停滞という動かしえざる事実についてじゆうらい次の二つの説があつた。一つは「日本の工業が農業から人口を吸収する力が弱くなり、農村に過剰人口が蓄積し、そのため農業で収穫漸減法則がきびしく作用するにいたつたからである」という説と、他の一つは「農業内部における生産関係の矛盾によつて収穫漸減傾向を作り上げるにいたつた」という説である。著者は、前者の見解を批判して、大かれ少かれマルサス的であるとしてしりぞけ、「生産費をたかめることなしに集約度を増しながら多収穫をえる方向での旧開国農業の進路」をじやまし、「日本農業の停滞性をつくり出したところのものは、近藤氏……野呂栄太郎『日本資本主義発達史』……山田盛太郎『日本資本主義分析』……などの規定しているような半封建的土地所有だつた」（四〇―四一頁）として、後者の立場を支持していると思われる。

第二章に入つて、今日のごとく高度な独占段階においてさえ、半封建的土地所有という農業における生産関係が、農業停滞の原因でありえたことを論ずる前提として、まず「現代資本主義の基本的経済法則である最大限利潤の法則」を一般的に論じ、この段階になると独占と土地所有とは利害を一致するものとして結合す

る。すなわち自由資本主義の時代においては、土地所有が工業と農業とにおける利潤の平均化を妨げていたし、資本と土地所有との利益は、すくなくとも対立するところだつた（八二―八三頁、傍点筆者）。だが、独占段階になると、「資本はいまや土地所有と利害を同一にするものとなつてくる」だけでなく、「独占資本は土地所有の味方となり、……土地所有に喜んで、貢賦を支払う」（八四頁、傍点筆者）ようになるという結論を引きだす。この独占と土地所有との結合は、ただちに独占と封建の結合ということに置きかえられるのであるが、この結合といふことは、私にはまことに強引な縁組ではあると考えざるをえない。この論理を構築・完成したあと、阪本氏は氏の論理を論証するという大道を進めている。

つまり第三章以下においては、わが国の主として独占資本主義の発展段階に対応して、封建と独占がどのように結合してゆき、「封建」それ自体がどう変化したかを論証している。まず第三章においては、わが国資本主義的社会での産業資本は「前期的資本の直接の延長といふ性格をまといつつ封建的土地所有を土台として生れ」、また封建的土地所有自身もすぐれて前期的資本の性格を強くもつていた。右の産業資本は「封建との結合を一時的にもせよ断ち切ることなしに……独占段階での封建との結合を再編した」（八八頁）とする。右の封建——寄生地主的土地所有——は、資本主義の発展、とくに独占が最大限利潤を確保するために「低

米価低劣賃システム」をうち出してிரらい、いくたの対応と変遷を経過しながらも農業の停滞の原因となつていたのである。この封建的土地所有は、第二次大戦中に「低米価低劣賃システム」がいつそう強化されたものにおいても、「全体としての地主制を強化」（一八八頁）したのではあるが、敗戦と農地改革によつて平場農村の寄生地主制はほとんど除き去られてしまつた。したがつて「戦後ますます深刻化した農業停滞傾向を分析するため究明せねばならぬことは……いまや山場における大山林所有のもつ意義」（一九〇頁）である。つまり戦後における日本農業停滞の根因は、基本的には「平場」の土地所有関係にあるのではなく、「山場」の大山林所有にこそ求められるべきであるとする。

かくして、平場から山場に登つた氏は、第四章の林業地代論において、とくに「林地と耕地の共存関係」にかんする理論的・具体的問題をとりあつかつている。すなわち「耕地と林地・採草地」とは、一定の限界内においては共存関係にあり、大山林所有は耕地化しうる土地をも林地等に利用しているために、日本農業停滞の最大原因となつていとされていふようである。そして土地所有が最高の地代を要求するために、日本の可耕地が耕作されない面積を約五〇〇万町歩とするならば、昭和一〇年の価格で評価して農業利潤が一億四千万円減少せしめられており、さらに一三億農業労働日だけ過剰にせられていふというように、土地独占

が農業を停滞せしめていることを強調されている。このような関係は採草地所有にもほぼ同様にあてはまり、山場における大山林所有（「封建」ということであろう）が、農業の停滞性の要因であるとされている。私は著者があげた右の数字に驚愕するものではない。だが著者が「林地と耕地との共存関係」を論証する過程は、さきにあげた「封建と独占」の縁組みという論理とともに理解したいところである。

以上がこの書のおおまかな内容である。従来、わが国農業における封建制を部落における農民の結びつき方や、水の利用および管理機構等に見られる共同体的側面、あるいは農民自身の性格に求めようという諸論があつた。ところで阪本氏は、わが国農業を停滞させていた要因を、一貫して土地所有諸関係のうちに求めようとしてゐることは、高く評価してよいと考える。以下において阪本氏のそのような基本的な観点について、二、三の主要な問題を指摘したい。

二、「マルサスの見解」批判について

本書についての疑問の第一は、日本農業停滞の原因についてのこれまでの学説は、多かれ少かれ収穫漸減法則をもつて説明しようとしているものだ、という阪本氏の批判についてである。

氏は第一章第一節において、耕地面積・農業生産高・労働生産

性についての一連の統計的考察をおこない、總体的について農業発展のテンポは明治末期ないし大正期以降からあきらかに落ちてゐることを検証する。ついで第二節で、商工立国政策というのは収穫漸減法則という考え方から当然にみちびきだされるとする（二〇～二一、および二三頁）。この（反動的な）収穫漸減法則も、独占段階以前においては「古くさい封建主義」とたたかうかぎりにおいて進歩的意義をもつていたが、第一次大戦後の日本の商工立国主義にみられるごとく、資本が独占の段階に入つてからのそれは「とくにマルサス主義的な、とくに植民地主義的な、反動性」（二四頁）を強く帯びてゆかざるをえなかつたという。そして高橋亀吉氏、那須皓教授、東畑精一教授、大槻正男教授、大内力教授等を批判している。

いかにも収穫漸減法則そのものが誤りであること、および阪本氏の指摘される商工立国論の反動的側面については同感である。しかしながら、氏が諸説を批判する仕方はいますこし詳細に検討すべき点があると思われる（もつとも私は以下の点について十分研究していないので、阪本氏の教えをえたいと思う）。まず第一に氏は近藤康男教授その他を引用したり批判したりして（三二頁以下）、「収穫漸減の法則を証明しようとするどんな試みも、いまだかつて成功したためしはない」（三九頁）と全面的に否定されているようである。しかしながら、さきにも指摘したような資本

主義の一般的傾向・とくに独占段階における農業と工業との不均等発展の激化ということによつて、農業生産の停滞化という一般傾向は、事実でありかつ重要であると考える。問題なのは、右のごとき農業の相対的な後れないし停滞という傾向は、レーニンもいうように「資本主義の欠陥・局限性・および諸矛盾」(『資本論』長谷部訳第一分冊八二頁)、総じて生産手段の所有諸関係からもたらされるのである。にもかかわらず「土地収獲遞減の法則」を信奉する人々は、それを「自然の罪」であり人間の力ではうちかちがたい法則だとする点が、根本的に誤つてゐるということであらう。

ところで阪本氏は、わが国農業においては収獲漸減傾向はみられないということを証明するために、主として近藤康男教授が使用した多収獲試作者と他の農家を比較して、「反当生産費の増大に正比例して収獲の増す可能性があること」(三二頁)を見出したり、「東畑氏は……収獲漸減法則が説明されたつもりでいる」(三四頁)けれども、それはⅠ階層は土地や水利等の条件が良いから一日当り労働所得が多いのであり、Ⅴ階層は土地や水利条件に恵まれていないから少いということを検討していないのだ、と論難しているにすぎないようである。では多収獲試作者の土地や水利条件を吟味されてのことであらうか。さらに生産費調査を分析された大川一司教授の論に言及し「大川一司氏は……労働の限

界生産性の漸減について論じている。しかし……分析はわれわれの議論のためには何の役にも立たない」(三七頁)とされているにすぎない。したがつて私は、阪本氏の「収獲漸減の法則の信奉者たち」にたいする諸批判は、十分に成功しているとはいえないであらうと考える。つまり氏は第一章において日本農業の停滞を収獲漸減法則がきびしく作用するにいたつたからであるとする説を批判しなければならぬのであるが、これを実証的・具体的に反論してはいないように思われる。むしろ高橋・那須・東畑等の諸説は侵略戦争を擁護するという反動的要素があることを強調し、そうした説を論難したにすぎないという点が多いように思う。

第二に大内教授の批判に及ぶにつれて、批判はいつそう「ためにする」議論という面が強くなつてくるように考える。つまり阪本氏は、「大内氏は……現在の日本の小農経営では収獲漸減法則がきびしく作用しているからこそなのだ、というわけである。だが実際にはいままでみてきたようにそういう『事実』は存するとはいいいがたい」(四一頁)といい、大内教授を収獲漸減法則の信奉者ないしマルサス的として「祀り上げ」ている。この祀り上げまでに阪本氏は多くのことをのべられているが、さしあたり次のごとき疑問を指摘しておこう。阪本氏は「大内氏の……理論は、リカード学派いらいの商工立国論に共通した思想——農業では収獲漸減の法則が支配する——にたいして批判を与えていないとい

う欠点をもっている。このため、氏の理論では、日本資本主義に農業問題を解決する力のないことはわかつていても、しかしけつぎよくのところ農村の過剰人口が社会主義工業に吸収されぬかぎり日本農業の進路はないのではないだろうか、……マルサスの命題——人口の増加は食糧の増加をうまわる——は少くとも日本に關する限り社会主義のもとでもやはり通用するのではないだろうか、という疑問は残る」(三一頁、傍点筆者)とされている。たしかに商工立国論や収權漸減法則等の階級的性格について、十分に検討することは大切なことである。とはいえ、たとえそれを行っていないからといってそのこと自体を非難する必要はないのであろう。しかるに阪本氏も指摘しているように、大内教授は同一書物においてマルサスの見解を批判しているのである。さらに阪本氏は、大内教授がマルサス批判をしていないために、「日本においては社会主義のもとでもマルサスの命題がやはり通用する」と大内教授は考えておられるであろうという疑いを提起されている。この点からすると、大内教授は経済学にまことに無知であるように私には聞える。ともかくこのような阪本氏の、大内教授にたいする批判ないしあまりにもうがつた臆測による批判は、大内教授を祀り上げ一つのレッテルをはろうとする「ためにする議論」であるといわざるをえない。

つづいて阪本氏は、大内氏が「過剰人口をいうとき、人間の生

殖力の土地に対する過剰をいうのではなくて、農民層分解によるプロレタリア析出力の土地に対する過剰をいつているのだから、そのかぎりにおいていかにも氏の過剰人口説はマルサス流のものでない。だが日本ではもう耕地をこれ以上ふやす余地がないという考え方を基本的なものとめ、農業の進歩が農業人口の絶対的減少を必要とするという考え方を基本的なものとめている」(三一―三二頁)といわれる。では、大内教授が本当に、日本では耕地拡張の可能性がなく、農業人口を減少させなければ農業は発展しないといつておられるのであろうか。私の理解するところでは、まさに逆である。すなわち大内教授は『日本資本主義の農業問題』において、「東畑……博士においては人口と土地とが直接に、いはばマルサスのな方式で対置されている……しかし経済学の問題として考えれば、人口と土地、人間と自然とが、このように直接に対置されることは、けつして正しい把握のしかたではない」(同書五一頁)としてマルサスの見解を批判し、かつ「日本においてもなお百六十万町歩ないしそれ以上の耕地拡張の余地はあるといわれている」(五二頁)とのべているのであるから、私は阪本氏の大内教授にたいする理解は誤つていると考える。しかるに阪本氏は、「(大内)氏のいうところはけつぎよくのところ、マルサスのな意味での過剰人口なるものも、農民層分解によるプロレタリアの析出という過程をつうじて、はじめて社会的な問題となるの

だということではないように思われる」(三二頁)といつて、大内氏の過剰人口論・イコール・マルサスの意味での過剰人口ということではないように思われると強辯されている。このようなことが大内教授のどの論述から出てくるか、私の理解しえないことであり、「非批判的批判」ではないかと考えざるをえない。

阪本氏はそのはしがきで、わが国の封建論争が泥仕合的となり、マルクス主義的農業理論を混迷の中につきおとしてきたことを指摘され、農業経済学の任務に忠実であらねばならぬといわれた。そして、相手の理論を「うちたおすことが……まるで農業理論家の最終目的であるかのような」傾向があつたことを難じておられる。このこと自身には私もまったく賛成である。だが、阪本氏の大内教授にだけでなく他の諸説にたいしても、その批判の仕方がためにする・ないしやつつけるという若干の傾向をもっているように思われるが、そうであるならば、これは『農業経済学の任務』に忠実なやりかたではないであらう。このように感ずるのが、私だけであるとするならばまことに幸である。

三、資本主義の若干の一般的傾向と

阪本氏の主張

いまひとつ第一章にかんする問題(かなり総括的な)である。阪本氏はさきにも述べたように諸見解を批判して、けつきよく日本

農業を停滞させていた根因は、マルサスの・収穫漸減法則から説明するべきではなく、半封建的土地所有にこそ求むべきであるといひ、それをいかに説明すべきかについても若干のべられている。けれども阪本氏の半封建的土地所有の面からの説明には、十分に理解しえないところがある。もつともこのことは、阪本氏が第二章以下において、本格的にとりあげ系統的に論じているのであるから、ここでは主として第一章内部における疑問を提起しておこう。

資本制生産社会にあつては一般に、相対的過剰人口が必然的に創出せられ、かつそれは資本の再生産にとって不可欠の条件でもあつた。この相対的過剰人口は、資本制生産方法の発展とともに増大し、とくに独占資本主義の段階となつて内部矛盾がいつそう激化されると、恒常的存在にまでなるといわれている。また他方、資本主義社会にあつては各産業部門、とくに農業と工業とが不均等に発展し、農業の発展テンポは相対的にいちじるしく後れるのである。とくに資本主義が独占の段階になると、独占はその巨大な経済力とその手中にある政治力をもつて、弱い産業部門とくに農業にしわよせしてその発展のテンポをいつそう後らせるといつてよい。このことは諸引用をするまでもなく明らかなことであり、かつ阪本氏自身も八四頁等において確認されているものと考える。

以上のことに關聯して阪本氏が、つぎの二つの点を明らかにされたと思う。大内教授は「過小農制をつくりだし維持してきたものが……資本主義社会の必然的法則としての過剰人口、すなわち資本の再生産の条件として存在する産業予備軍としての過剰人口である」(前掲書、一七三頁)とされている。しかして大内教授は、資本制生産社会における一般的傾向という理論的基礎のもとに、右のごとくいわれていると考える。私も日本資本主義の發展において、一般的法則としての相対的過剰人口の法則が農村にも波及し、影響をあたえないではおかなかつたと考える。しかるに阪本氏は、さきにものべたように、大内教授のいわれていることもけつぎよく「マルサスの意味での過剰人口ではない」というであるといつて、すべてを半封建的土地所有におしこめられているように思われる。では、資本制蓄積の一般的法則としての相対的過剰人口が、農業に影響を全く及ぼさなかつたといわれるのであるか?。またもし、過剰人口の一般的法則を日本においてみとめられるとするならば、「大内氏のごときマルサスのな方法」以外の方法で論ぜられたい。

いま一つのこととは、農業發展にかんする氏の見解を明かにされたいということである。まず阪本氏は、大内教授のいうことは「換言すれば、経営を資本主義的または共同経営的なものに改変しないかぎり、現在の日本の小農経営では収穫漸減法則がきびし

く作用しているから」(四一頁、傍点筆者)日本農業は停滞しているのだといっているが、「そういう事實は存在するといいたい」という。ところで、私が理解するかぎり大内教授は「農業の剰余価値がすべて農業外に吸収されてしまえば、農業に資本が欠乏してその拡大再生産がいよいよ困難になる」(前掲書、一三一頁)のであり、「日本の半封建的な過小農なるものは、日本資本主義の成立・發展過程のうちに成立し、かつ維持され……それは日本の総資本の拡大再生産の過程において、その資本の要求におうじてつくりだされかつ維持されてきた」(一七二―一七三頁)のであるから、農民の困苦欠乏を除くためのやり方は、「このような日本資本主義の構造それ自体を變革するようなものでなければならぬ」とされている。つまり大内教授は、日本の農業はその生産が發展するにしても小生産者としてのわく内においてであり、日本資本主義はそもそも農業の資本主義的發展・農業問題を解決するといふことはできなかつたし、これからも出来ないであらうとのべられているのであらう。しかるに阪本氏は、大内教授は「収穫漸減法則がきびしく作用しているからだ」といわれているが、私にはそのようなことを大内教授のどこからも読みとることではない。それは阪本氏の独自の解釈であり、いささか「レツテルはり」のごときやり方であると考える。

それはともかく、農業と工業との不均等な發展は、独占段階に

なるといつそう激化するということは、阪本氏もみとめられることであろう。しかるに氏は、大内教授のいうような事実はなく、

「日本の小農経営は社会経済的諸条件さえ改革すればまだまだ拡大再生産できるという余地を多かれ少かれ残している」(四一頁)という。氏のいう社会経済的諸条件が何であるか明示されていないが、おそらく「半封建的土地所有」であろうとすることは私の「でっち上げ」ではないであろう。であるならば、独占的結合のいちじるしく発展した今日において半封建的土地所有(後章から考えるにおそらく耕地以外の土地所有であろうが)を改革することによつて、農業発展の途が開けるといわれるのであろうか。もしそうであるならば、独占は非独占部門の剰余価値を奪うことによつてこそ、最大限利潤を実現しているということ(七五頁)といかに矛盾しないかということが明らかでない。もし阪本氏の答が農業の発展が小生産者のわく内であるとするならば、大内教授にたいする批判はナンセンスであり、またもし、日本では封建と独占がその利害の一致するものとして結合しているから、農業の小生産形態を解決しえないとするならば、本書の意義いずこにありやと考えざるをえない。(私はこれまでしばしば、今日の農業問題において、封建ないし半封建的土地所有制を強調することは、現実にかいなる意味をもつか?、結果的に「資本の美化」にならなければ幸であると感じている)。

四、独占と土地所有の結合

第一章についての疑問が、かなり総括的なものになで発展してしまつたが、つぎに「封建(土地所有)と独占の結合」ということについて、日本の場合をもふくめて問題点を提起したい。

第一に氏は詳細に「最大限利潤の法則」についてのべており、これについてたとえば小池教授の批判(『経済評論』五月号、一四七―八頁)もあり、私もいくつかの疑問を提起したいが、さしあたり「土地所有と独占との結合」にかぎつておこう。阪本氏はそのことをのべる前提として、まず資本と土地所有との利害・対立が、資本主義の発展段階におうじてどのように変化するかをのべている。それは結論的にいうと、「自由資本主義の時代において……資本と土地所有との利害は、がいしてハッキリと対立」していたのであるが「独占の段階に……いたるとき……資本はいまや土地所有と利害を同一にするものとなつてくる」(八三―八四頁)というように、両者の関係が逆転するということを理論的に整理されている。このことは、氏がこの理論をうちたてる前後の叙述からすれば、ある程度理解できることもある。すなわち阪本氏は、独占資本が非独占部門から最大限利潤を収奪する方法の第一は、独占価格。それにもとづくハサミ状価格差であり、第二は商業資本的・高利貸資本的搾取である(七五―七八頁)。資本

の世界分割が終了した時代に、世界市場を支配しうる商業資本とは独占資本にはかならない。この「独占」は植民地・半植民地等の「高い商業利潤率の存在する従属国市場に進出しそれを支配すること」(八〇頁)によつて、巨大な商業利潤を得、またそれら植民地への高利貸資本的貸付や産業的投資等によつて龐大な利潤を得ている。このように従属諸国からの巨大な利潤を確保するために、独占資本は従属国・植民地の封建的停滞性を利用し、その封建領主・軍閥等を味方にし彼等に巨大な権利金や税金を支払つて強く結託して、従属国植民地の労働者・民族資本家・農民を収取・支配しているというのである。たしかに右のごとき、帝國主義が植民地を支配従属させるといふ關係のうちには、独占資本「のもつ武力が、封建領主を完全に圧倒し従属させ」(八〇頁)ており、結合といつてよい關係(対立を内包した)はある。しかしながら、右の帝國主義——植民地従属国といふ關係から、独占段階においては「資本はいまや土地所有と利害を同一にする」、「独占資本は土地所有の味方」になるということ、一般論的にいうことができるであらうか。とくに、一國民經濟の内部において、または独占段階の日本資本主義についてもいえることであらうか。右の視点から、さきにのべた阪本氏の理論的展開をすこしく検討してみよう。

國民經濟がすべて資本主義化したとすれば、そこにおいては資

本・土地所有・賃労働という三大階級によつて構成されている。自由資本主義の時期において、農業における生産の改善がなされた結果、農産物価格が低下しても農業資本家に従来通りまたはそれよりも大きい利潤率を保証する限度においてであれば、国内の總資本は大きな利益を得、土地所有はほとんど利益をえない——もつとも、がんらい封建的寄生的な近代的土地所有は、たえず農業資本家の超過利潤を奪い、地代を引上げようとするのであるが——。また、海外から安価な農産物が輸入されたために農業生産から資本が逃げ出すならば、非農業資本はがいて大きな利益をうけるのであるが、土地所有の手に帰していった地代の量は減少することになる。このような点からすると一応、阪本氏のいうように自由主義の時期には土地所有と資本の利害は対立していたといつてよいであらう。ところで氏は、独占段階においては、右の対立は解消して両者は利害を同一とするものになるという。それは経済的に、つぎのごとき過程をもつて説明されている。独占資本が「独占価格を通じ、あるいは商業Ⅱ高利貸資本的搾取を通じ、あるいは植民地的Ⅱ封建的賃金水準を通じて、農業における高い利潤を収奪」(八四頁)するようになると、「土地所有がもはや工業における低い利潤と農業における高い利潤との平均化を阻害」しないようになり、かえつて土地所有が農業の高利潤をもつて工業の低利潤を高める媒介者となり、ここに土地所有と資本は利害

を同一にするというのである。

このことは、私には理解困難である（用語上の疑問もあるが、長くなるので氏の言葉をそのままに用うる）。地代理論において、工業の低利潤と農業の高利潤（地代プラス利潤）とが平均化するごとき傾向というのは、まず何よりも農業における生産能力が発展して、農・工間の資本構成が等しくなるという方向においてであり、さらには土地生産物の価格を規制する最劣等地の生産価格が急速に低下するがごとき農業発展においてであろう。他方、土地所有はいずれのときにおいても、農業の超過利潤を工業の低利潤を高めるごときに作用することなく、逆に、超過利潤を地代に固着させるものとして機能する。このことはただに自由資本主義の時期のみでなく、独占の段階においても動かしえないと私は思われる。独占の時期について、いま少しく検討してみよう。農業における高利潤を独占資本が種々の方法で奪うならば、第一に、奪われた利潤部分は当然に地代に転化しうるものが奪われることであり、第二に農業利潤がひどく奪われるならば独占段階であろうとも、農業資本が非農業部分に移り、それだけ地代収入の減少をまねくということは、理論的に考えられよう。また国内政策によつてであれ農産物輸入によつてであれ、農産物の低価格ということは一様に土地所有にとつて不利であり、独占資本にとつて有利であろう。いうまでもなく農産物価格が低下しても、農業

における生産性が高まつて、より多くの超過利潤を生ずるような農業の追加投資がなされれば地代を増加させる可能性は生ずる。ともあれ右のいずれの場合においても、資本と土地所有との利害は一般的に対立的なものであり、とくに独占資本が農業の利潤を奪うのであるならばその利害はかならず対立的であるといつてよいと考える。ただ、独占資本が植民地を資本市場として確保したり、国内での危機が激化したときに、土地所有が利害をこえて、政治的に独占と手を結んでその支配を維持しようとすることはある。ともかく阪本氏が独占段階においては「資本と土地所有の利害が一致する」と結論することは、いちじるしく安易にすぎはしまいか。政治的にはともかく、経済的・理論的にはまことに理解しがたいことである。

五、日本における独占と封建の結合

阪本氏は「資本と土地所有」の縁結びを完了すると、ただちに「日本における封建と独占のからみあい」（八五頁）・「結合」（八八頁）の、具体的・実証的分析に移っている。ここでも多くの問題を提起したいが、「日本では……産業資本は封建との結合を一時的にもせよ断ち切ることなしに、独占資本へと成長し、独占段階での封建との結合を再編した」（八八頁）という封建と独占の結合についての問題に限っておこう。

阪本氏は第三章で、概要次のごとくにのべる。米穀投機・土地の投機的売買はきわめて盛んであったが、大正七年の米騒動を転機として低米価低労賃システムへの移行がなされた。大正八年よりの「米価調節は、しだいに米商人と地主とが投機でもうける権利と利益とを侵害し」（一一〇頁）、日本の独占資本は「植民地米の輸入増加と……流通部面での国家的独占への移行」によって最大限利潤の獲得にのり出す。土地所有の面をみれば、小作争議の激発以降「資本家」化した地主の土地売却傾向があらわれ（一四六頁）、「小作料収入に寄生し、地価騰貴による投機的利益を夢みて」（一五〇頁）きた旧地主のあり方は否定され、「新しいかたちの封建と独占との結合形態を要求」されるようになった。その後漸次ゆるんできた「封建的半封建的主従関係のきずなを、旧隸農に零細土地片を分与することによつて再編強化」したが、この土地荒廃は封建的地代を先取りすることであり、それは自作農化・地価維持の一連の政策に支援されていた。その後第二次大戦下においても「地主と独占資本との利害が基本的に一致し」（一八四頁）「全体としての地主制を強化」（一八八頁）（？）しながらも、低米価低労賃システムを「一そう完成させていつたといわれている。

そこで第一に、これまで用語上の問題をさけてきたのであるが、ここで「封建」とは氏においていかに理解されているかを問

わざるをえない（小池教授もそれを質しているが）。前後の関連からして、それは半封建的土地所有ないし寄生地主一般をさすのであろう。とはいえ「米の投機的取引がもつ……大きな利益の魅力は、当時の商業資本を土地に定着せしめ……投機の対象たる米を年々ただで取得する」、「財閥的・商業資本的大土地所有」、「激化する地主と農民のたたかひを内部にはらみながらも、なお全体として封建制を少しも弱」めず、さらに明治三〇年頃までの地主は米穀・有価証券・土地のみでなく銀行業・鉄道・石炭業に就つて投資するという「企業熱」（一四二頁）を指摘され、他のところでは「資本家」化した地主（一四六頁）といわれている。阪本氏が、これまで等閑視されてきた地主の投機・企業熱等に注目され分析されたことは、高く評価されてよい。しかし、総じてこれら投機的なものを総体として封建制であると阪本氏がいわれるならば、それは理解しえないことである。氏は右のごとき詳細な分析の上にたつて、半封建的土地所有という既存の概念に反省を提起されればよかつたと考える。壁屋は混濁合せてぬりこむが、科学においては許されえない。農業経済学を本道にたちかえらせるというときには、まずもつて経済学の諸概念に忠実でなければならぬと考える。

第二に「日本における独占と封建の結合」の実証についてである。さきに第三章の概要をのべたが、そこからは十分理解しえな

いのである。この場合日本の独占資本が最大限利潤獲得を目的として、「低米価低労賃システム」を確立してゆく過程において、独占と封建がいかに結合したかが問題点である。低米価低労賃システムの確立ということは植民地産米の輸入と、流通部面での国家的独占への移行を主としたといわれているようである。前者の植民地産米の輸入は、日本の低米価低労賃システムにおいて最大のテコであつたし、そのために日本が巨額の資金をまわして産米増殖をしたということは植民地の土地所有の利益であつたことはたしかである。さらにまた、大正六年よりの農業倉庫の発展や米価政策の推進等も、低米価低労賃システムの柱であつた。以上のことは日本の独占資本にとつて巨大な利益ではあつたが、地主や米商人にとつては大きな損害ではなかつたか。それは政府の米穀政策や産業組合育成にたいする強い反対運動等によつてもうかがうことができる。そして阪本氏もいうように「地主・米商人の反対は……植民地米の移入を背景とした恐慌の激化と農業危機の深化」（一三一頁）によつておしつぶされたといつてよい。したがつてこの過程は独占資本が最大限利潤獲得のために封建と結合したのではなく、逆に大きな不利益を負わせていつたのだといわざるをえない。したがつて、ここでは独占と封建との利害は一致するのでも、結合しているのでもなからう。

とすると、阪本氏が独占と封建とが結合したというのは、独占

が低米価低労賃を実現してゆく場合に、「封建制を否定した上で農業生産力の自由な発展をつうじ農産物価値をも低落させもつて低米価を実現するという古典的な方法のかわりに、封建制を維持し農業生産力を停滞させもつて価値以下での購買により低米価を実現しようとする新しい方法を日本の独占資本が採用した」（一二二頁）というところに、独占と封建の結合を見出されていると考えられる。それは、たとえば「独占が……低米価政策を強行し……米穀投機を否認しようとする傾向があらわれてきたことは、小作農民の抵抗の増大という事情とあいまつて、農地における大土地所有そのものの意義を否認せんとする歴史的傾向」（一五二頁）にあつたとき、自作農創設に地価維持政策がとられた。またほぼ同時代からの農林業補助金の増加は真の生産効果をあげず、「主として村の封建遺制を維持すること……地主の地位を補強する」（一六四頁）ことに役立ち、それは「独占の好んでえらぶ道となつてきた」ものである。第二次戦下における「低米価創穀供出制は農村における半封建的諸関係を温存し利用することによつてこそ実現」（一八〇頁）され、「全体としての地主制を強化し、戦争体制の危機を防ごうと」した等といつているところからうかがう。以上の阪本氏のいうことを別の言葉でいうならば、土地所有者が多かれ少なかれ貸付地をもちかつ生きてきたから、封建制は封建制として残存され、かつ独占は低米価低労賃システム

を實現しながらも半封建的土地所有を決定的に除かなかつたから封建と結合していたのだということであろう。それは、独占と封建は経済的に利害は一致しなかつたが、危機に対応するために結びついていたことであろうと理解される。つまり阪本氏のいうことは、独占と封建とは経済的には利害が一致しなかつたが、危機に対応するために手を結んでいたということであろう。そういう意味での結合ということであれば私にも理解しうることである。もつともこの土地所有を、封建とはいえないと思うのであるが。

六、耕地と林地の共存理論

最後の林業地代論にうつる。氏は農地改革は平場農村における「特権的在村地主……の物質的基礎の大半を奪」い、たんに地主的秩序の残りかすをとどめるにすぎない。したがつて「戦後ますます深刻化した農業停滞傾向を分折するため究明せねばならぬ」とは、寄生地主的土地所有の転形たる大山林所有のもつ意義と動向は如何ということである。そこで阪本氏は、林業地代の理論的考察からはじめられているが、ここでは「林業と農業との共存関係」・縁組論に限つて問題を提起しよう。第一節の地代理論においても若干の質問をもっているが、とくに理解困難なのは第二節の「林地と耕地・採草地の共存関係」である。もつとも私は、林業と農業とがある一定の限界の土地の上で、すなわちある範圍

内の豊度と位置の土地においては、農業と林業とが競合関係にあることを認めえないというのではない。両者の生産物は使用価値を異にするものであり、したがつて市場価格における競争関係はなく、それに基因する競合はないであろう。しかしながら、たとえば林産物需要が増大したために林業に資本投下が増加して、農業可耕地・ないし農地さえ林業に充用されることはあるし、逆の場合も生じうるであろうと考える。

ところで、阪本氏の説にたいする疑問の第一は、右の共存関係（第一二四、二二八頁）を導出される論理の過程に、問題がありはしないかということである。氏は林業の特徴として三つの点をあげられているが、結論的にいつてまことに自然科学ないし常識的なことから割り出されたものであつて、経済学的でないように思われる。また林業、農業、畜産等はその生産物・使用価値が異なっているから、市場はおける競争関係はないという経済学的な観点が多分に考慮されていないように思われる。

氏が林業の特徴の第一にあげていることは「単位面積当り生産物重量は、林業においてそさい類より小さく、穀作・畜産より大であること。したがつて、距離の差にもとづいて発生する差額地代量は、林業においてそさい栽培より小さく、穀作・畜産より大であること」（二二頁、傍点筆者）ということである。このことについて、さしあたり次の三つの点を指摘してみよう。

(1) 単位面積当り生産物重量は、どうして、そさい——林業——

穀作・畜産の順序でなければならぬか、何がこの順序の保証するものであるか。氏はチューネンやわが国の統計を用いて、ほぼ右の順序は正しいといわれているが、私は何ものもこの順序を一般的に保証するものではなく、国が異なり自然的諸条件が異なれば、あるいはさらに技術的諸条件が変化すれば、この順序は変化せざるをえないと考える。ともかく、阪本氏のいう単位面積当りの生産物重量の順序ということは、公式的・一般的なものとして規定することはできないであろう。

(2) つづいて氏は「したがつて距離の差にもついでて発生する差額地代量」の大きさも、生産物重量の順序と同一であるとされる。これはいちじるしく経済学的でない。すでに指摘したように、そさい、林業、穀作・畜産はおのおの使用価値が異なり、生産技術の構造も異なり、市場における競争関係も原則としてない。このようなものを生産する各種土地の差額地代の量を、比較しかつ一般的順位をあたえようとする、それを法的的にとらえようということ自体が誤ではなからうか。あるいは順序づけが可能でもあろうが、そのためにはきはめて多くの仮定をもうけざるをえないであらう。さて、次にすすむと、阪本氏は差額地代の量の順序をしめしておられるが、どのような「算術」を用いると、このような関係性をみちびきたしうであらうか。ある一定

土地の差額地代の量ということをきわめて簡単にいいあらわすならば、「単位面積当りの生産物総価額・マイナス・単位面積当りの個別的生産価格」ということであらう。阪本氏のいうように「そさい、林業、穀作・畜産」の順に重量が軽くなるるとき、距離の差にもとづく差額地代量の大小を検討するためには、その距離が等しいとおかなければならぬまい。とすると、その運賃はいちおう阪本氏のいつた順序に大きいといつてもよい。しかし単位面積当り生産物重量と市場までの距離がわかつて、差額地代量の大小の順序は出てこない。差額地代量の大小を検討するためには、生産地における、したがつて運賃を含ませて計算した超過利潤部分が同一量である(例えば各生産物とも単位面積当り一〇〇というように)という仮定をもうけねばならぬであらう(にもかかわらず、坂本氏はこれについてなんらふれていない)。そこで各種生産物の単位面積当り超過利潤が同一であるとすると、重量の大なるものほど運賃が大きいから、差額地代の量は「穀作・畜産、林業、そさい」という順になる。つまり右の仮定からするならば、阪本氏の順序とは正に逆になるのである。もしそうでなければ氏の論理をなつとくゆくように説明されたい。

(3) 氏は「生産物重量は……したがつて……差額地代量は……」というように、物理的な重量と経済的諸関係によつて決定される差額地代量とを、「したがつて」によつて直結されている。阪本氏

のいう生産物重量の順序を仮に正しいとしても、差額地代の量の順序がそれに正比例するか逆比例するかということは容易にいいえないこと、さらにそれを一般的なものとして公式化することができないことは、とやかくのべる必要もあるまい。まこと、林業の特徴の第一は、経済学の域を脱したナンセンスではないかと考える。

阪本氏が林業の特徴の第二にあげることにも、問題があると考へる。「土地の豊度に差がない国を想定」して、各種生産物の耕境を考えてみても、異なることをつねとする現実を把握する用具とはなりえない。これは仮定であるからよいとしても、氏はそのばあい、耕境が「そさい——林産物(素材)——穀物——木炭——畜産物」の順序で市場に近くなければならないといわれる。現代は交通・通信・運搬さらに栽培・養殖の諸技術がいちじるしく発達している。この理論よりも東京の青果物市場の見学の方が一そう参考になるではなからうか、等々。このように問題の多い林業の三つの特徴から、林地と耕地(採草地)の共存関係を経済学的に法則化することは誤りであると思われる。

疑問の第二は、一国における種々の土地の地代をいかに統一的・理論的に把握するかという問題である。もつともこのことは、私も十分に理解していないので、阪本氏の把握の仕方について疑問を提起するにとどめたい。阪本氏は「林地と耕地の共存関係」

という氏の理論から生ずる「相対的林地」の成立を重要視され、このことが大山林所有との関係において、戦後における農業生産力発展の主要な障害物であるとされているようである。それを「林地と耕地の縁組み」理論から種々論証されている。氏の試算によると、半封建的山林地主の支配のために、可耕未墾地が利用されず、昭和一〇年の価格で農業のあげうる利潤一億四千万円と労働力量一三億日(当年の都市日雇賃銀は一円三三銭、農業日雇男は五〇銭)という膨大な量が減少ないし過剰ならしめられているとしている。これらの点について問題を提起すべきであらうが、すでに指摘したように氏の「縁組み」理論自体に問題があるのでさしひかえる。

ただ次のような点(一国における地代の統一的把握ともいうべき点)について、阪本氏はいかに考えられるかを質問したい。つまり「林地と耕地の共存関係」という氏の理論は、「一国の種々の土地の地代は、基本的にはその国の主要食糧の生産地における地代によつて規定される」ということと、どのように矛盾なく説明されるかということである。マルクスは資本論において、A・スミスの偉大な功績の一つとして、つぎのようにのべている。「かくして吾々は、本来的農業における……資本投下に、もつぱら視野を限定する」、なぜならば……「他の農業的生産物……の生産に充用される資本の地代」は「主要食糧の生産に投下された

資本のもたらす地代によつて規定されている」(『資本論』、一分冊、二頁)からであるといつてゐる。日本において主要食糧といへば米であり、水田農業・平場こそ日本農業を代表する。そうであれば林業・畜産・特用作物その他諸他の農産物生産に充用される資本の地代は、米生産に投下された資本のもたらす地代によつて規定されるのである(もつとも日本における主要食糧生産の担当者は小生産者であるが)。ところが阪本氏によると、日本には五百万町歩という龐大な未墾地が残されているが、これは大山林地主が非農耕地として独占しているからだといふ。この理解が正しいならば、阪本氏の場合には林業地代が水田や畑における地代を規定するということにはならないであらうか。ともかく「林地と耕地・採草地の共存関係」なる理論は、A・スミスの偉大なる業績と矛盾なく説明しえようかといふことである。

なお疑問の第三として、さきにも指摘した用語に関連することであるが、あえて問わざるをえない。氏は大山林所有を「寄生地主的土地所有の転化形態」であり、「薪炭林所有においては封建制のいちじるしい強さ」(二六四頁)、「半封建的なもの」(二六一頁)をもち、「用材林所有においては資本制へと移行しているがなお指摘される封建性の残存を、われわれはみた」(二六四頁)といふ。ここで「封建制・半封建的なもの」といれていること自体問題があると思われる。だが、それはともかくとして、「現代の

日本では……祖国の土地から現在以上にはるかに豊富な農産物と同じくはるかに豊富な畜産物とをえるという課題は、ただ農民に資本を与えることだけでは解決」されず、「農・林・草地をふくめたすべての土地の所有・利用関係の改革が、農民の手に資本を与える改革……にともなつておこななければ、問題は解決されなくなつてしまつてゐる」(二五六頁、傍点筆者)といふ。では、農民に資本を与えるだけでは解決されないという原因は、独占資本の農民制圧が強すぎるためであらうか。そうであるならば、現代日本の農業の停滞は資本に原因するのであつて、「寄生地主的土地所有の転化形態たる山場の大山林所有」としての「封建」とはいへないであらう。もつとも阪本氏のいわれることは、「農民の手に資本を与えると同時に、農・林・草地をふくめたすべての土地の所有・利用関係の改革」を行わなければ、日本農業の停滞を除くことができないといわれているのであるから、独占資本だけではなしに半封建的土地所有をも排除しなければならぬといふことであらう。そして阪本氏のばあい、土地所有関係を封建的範疇のものととし、かつ日本農業を停滞させているのは大山林所有に原因していると把握されているといつてよいであらうが、このこと自体について私にはよく理解しえない。そのことを別にしても山林所有が本質的に封建制であるからとするならば、氏が二五八頁以下で論じた採草地をふくむ大山林所有の封建制(性)の

説明では不充分であり、かつ氏自身もそういきられていないと考える。

* * *

以上でこの書にかんする問題の指摘を終る。私は氏の労作から、多くを学ぶことができて感謝している。これまでのにのべた批判ないし問題点の指摘は、多くの点で簡単・粗雑でありかつ氏の真意をくんでいないこともしばしばであつたであらうことを恐れる。それらの点については、科学は「相手のあげ足とり」では進歩しないという連帯性を確認されてゆるしていただき、いつその教示をお願いしたい。(一九五六・八・一三)